

再開後の「新型コロナウイルス感染拡大防止」の対応について

令和2年4月20日

保健指導部

1 「健康観察記録表」の取り扱いについて

(1) 登校前に家庭で体温を測り、「健康観察記録表」に記入して、持参する。

- 体温が37.0℃以上の時は登校しない（保護者から学校に欠席連絡をする）。
- 朝の活動の時間（朝読・ST）に担任が机間巡視し、確認する。

(2) 家庭で体温を測り忘れて登校した生徒は、昇降口で体温を測る。

- ① 37.0℃未満のとき・・・その場で「健康観察記録表」に記入して教室へ行く。
- ② 37.0℃以上のとき
 - 昇降口のベンチで待機する。
 - 昇降口に来た当該学年の教員の指示のもと、いこいのスクエアの丸テーブルで待機する。
（いこいのスクエアの使用は待機者を優先する）
 - トイレは保健室前を使用する。
 - 校長、教頭の許可を得て、担任または学年が家庭連絡をして、下校させる。
（保護者の迎えを原則とする）
 - 家庭連絡をした教師は、職員室の早退者ホワイトボードと早退者記録用紙に記入する。

(3) 「健康観察記録表」を忘れてきた場合

- ① 教室にある予備の「健康観察記録表」に記入する。
- ② 帰宅後、自分の「健康観察記録表」に書き写す。

2 教室と廊下の換気について

(1) 教室の南側の窓、廊下側の窓・天窗、廊下の窓は真ん中に寄せて開ける。扉は片方に寄せて開ける。

- 転落防止のため、教室の南側の天窗は開けない。
- 教室の南側の窓、廊下の窓は風の強さに留意してできるだけ開ける。窓を閉め切ることはいない。

(2) 換気扇は常につけておく。

(3) 生徒の下校後は窓を閉め、カーテンを端に寄せてタッセルでとめる。換気扇は切る。

3 校舎内の消毒について

(1) 教員で適時、手に触れられることが考えられるところを消毒する。

- （ドアノブ、電気スイッチ、階段の手すり、トイレレバー、トイレボタン、水道の蛇口、その他）
- 消毒の具体的な方法については、後日お示しします。
 - 給食時の消毒については、従来通りを行う。